

農作物に降霜及び降ひょうの被害があった方へ

青森県では、降霜及び降ひょうによる農作物への被害があった農家を対象に、青森県農林水産部が発注する公共事業のうち、被災農家が実際に就労できる作業内容のものについて、工事請負者が被災農家を優先的に雇用するように対処します。

発注された工事の場所や工事期間、請負業者などの情報については、県のホームページのほか、各地域県民局地域農林水産部でも閲覧できます。

なお、就労を希望される場合は、雇用に関する条件や作業内容などについて、工事請負者に直接お問い合わせいただくこととなります。

1 対象事業及び従事内容

(1) 対象事業

農林水産部が発注する県営事業

(2) 従事内容

枝打ち、小型既製品水路の布設、敷き砂利、資材運搬、現場後片付け及び清掃作業などの簡易な作業

2 対策対象工事

今年度、発注する工事のうち、公告又は指名通知が平成20年10月20日以降ものです。

3 就労する場合の留意点

工事請負者に、市町村が発行する罹災証明書又は申出書（様式任意）等を提出する必要があります。

4 問い合わせ先

問い合わせ所属	電話番号
農林水産部農林水産政策課経理グループ	017-734-9460
東青地域県民局地域農林水産部指導調整課	017-734-9960
中南地域県民局地域農林水産部指導調整課	0172-32-7223
三八地域県民局地域農林水産部指導調整課	0178-27-4024
西北地域県民局地域農林水産部指導調整課	0173-35-2345
上北地域県民局地域農林水産部指導調整課	0176-23-5388
下北地域県民局地域農林水産部指導調整課	0175-22-3211